

歯科医師国保と協会けんぽ(健康保険)の違い(産休・育休)

産休（産前産後休暇）とは？ 出産のために仕事を休業できる制度です

← **産前休業** → 従業員が申請した場合に取得できる休暇
出産予定日の 6 週間前
※双子以上は 14 週間前

← **産後休業** → 事業主が必ず従業員に取得させなければならない休暇
産後 8 週間
※医師が認めた場合は 6 週間経過後から復帰 OK

出産日は産前休業に含まれます

育休（育児休業）とは？ 育児のために仕事を休業できる制度です

育児休業 原則 1 歳未満の子どもを養育するための休業

子どもが **1 歳になるまで**

延長 **延長**
最長 2 歳になるまで
※保育園が見つからないなどの場合のみ適用

1 歳 1 歳6ヶ月

保険料免除

協会けんぽの場合：産前・産後・育休期間(27ヶ月)中の全期間免除(約30万円)：給与が21万円の場合
 歯科医師国保の場合：育休期間中の4ヶ月間のみ(約8万円)
 20ヶ月(約40万円)は自己負担

出産手当金

協会けんぽの場合：被保険者が出産のために会社を休み、その間の給与を受けられないときに支給される給付金です。これは、被保険者や家族の生活を保障し、安心して出産前後の休養ができるようにするために設けられている制度です。

歯科医師国保の場合：ありません

出産手当金の日額 = 標準報酬月額(毎月の給与:総支給額) ÷ 30日 × 3分の2

産前休業 (出産以前 42 日間) 出産 産後休業 (出産日後 56 日間) 産後休業終了 育児休業 育児休業終了

← 出産手当金(健康保険制度から) 1日あたり標準報酬日額の3分の2 →

← 育児休業給付金(雇用保険制度から) 賃金月額の50%相当 →

総支給額	歯科医師国保 本人負担額	協会けんぽ 本人負担額	お得額
210,000円	20,600円 歯科医師以外の スタッフ	11,374円	▼8,426円
280,000円		14,476円	▼5,324円